第7章 一人一人のニーズに応じた教育の展開をめざして

心身障害教育の改善の基本的な考え方や、今後の都の「特別支援教育」の方向の検討を進め、ここに中間報告を行うこととした。障害のある児童・生徒は、その障害に基づく様々な困難を抱えているが、適時・適切な教育的支援によって、自己の障害を改善・克服する意欲や態度を身に付け、自己の能力や可能性を伸ばし、社会の中で生き生きと生きていくことができる。

そのため、障害のある児童・生徒の夢をはぐくみ、将来にわたって光り輝くことができるよう、都の「特別支援教育」を創造していかなければならない。

この改善は、社会のノーマライゼーションの進展や医療や科学技術の進歩など、社会的背景の変化に伴い、歴史的必然性を持って行われるものであり、東京都の心身障害教育の改善にとどまることなく、社会全体の意識の変革なくしては完成を見ることは困難であると考え、関係各方面の理解と協力を切に願うものである。

最後に、本検討委員会としては、一人一人のニーズに応じた「特別支援教育」への展開に向けて、今後の都の障害のある児童・生徒の教育にふさわしい適切な表現について検討することを提言する。

1 校長のリーダーシップに基づく学校の主体的取組

改善の実施に当たっては、なによりも各学校が主体的に取り組み、魅力ある教育活動を推進することが重要である。そのためには、教職員一人一人の意識改革が不可欠であり、より高い専門性に基づく個に応じた指導を充実する必要がある。また、校長のリーダーシップのもとに、教職員が積極的な参加意識をもって一体となった取組みを進め、自律的な学校経営と魅力的な教育活動の推進に努めていくことが期待される。

2 都教育委員会と区市町村教育委員会とのパートナーシップに基づく密接な連携児童・生徒や保護者の多様な教育ニーズに対応するためには、都と区市町村がそれぞれの役割に基づき、「特別支援教育」体制を築いていくことが重要である。特に、新たな対応が求められる L D等の通常の学級に在籍する児童・生徒への支援については、区市町村教育委員会の積極的な取り組みが求められており、都立盲・ろう・養護学校等の専門的な機能を活用したエリア・ネットワークづくりなど、都と区市町村とが一体となって取り組む必要がある。

3 教育、医療、福祉、労働等の関係機関との連携

障害のある児童・生徒のライフステージに応じた支援を充実するためには、エリア・ネットワーク構想に基づく、関係機関の連携が不可欠である。

特に、教育、医療、福祉、労働等の関係者から成る「特別支援プロジェクト・チーム」による「個別の支援計画」の作成など、「縦割り行政」と言われてきた組織の垣根を越えた協同体制の構築が望まれるところである。

4 保護者や都民の理解と協力

改善を進めるに当たっては、保護者や都民の一層の理解と協力が必要である。社会のノーマライゼーションの進展に伴い、障害のある子どもたちへの理解は進みつつあるが、就学前から学校卒業後を通して、社会の一員として生き生きと生きていくためには、社会全体の一層の理解と支援が求められる。

そのため、学校は障害のある子どもたちへの理解・啓発に努めるとともに、ボランティア養成のための公開講座を開くなど支援のための基盤づくりに努める必要がある。

5 教育資源の有効活用

本委員会の提言内容を具体化し、心身障害教育の改善を進めていくためには、専門性の 高い人材の確保・育成、施設・設備など教育諸条件の一層の改善・充実を図っていくこと が必要である。

改善の実現に向けては、必要な財政上の措置が、長期的な視野に立って、安定的かつ着 実に確保されることが望まれるところである。

しかしながら、都立盲・ろう・養護学校の経費は、ほとんどが税金で賄われていることから、その改善・充実に当たっても、限られた財源を有効に活用し、既存事業の見直しを行いつつ、都民の理解が得られるよう創意工夫していくことが必要である。

このため、改善の計画化に当たっては、現在の厳しい都財政をとりまく社会・経済環境を踏まえて、現有の教育財産や人的資源を最大限に活用していくなど、コスト面に充分意を払いつつ進めていくことが求められる。また、費用対効果や年度間の財政負担等について総合的に勘案しながら、民間活力の導入による効果的・効率的な学校の設置・運営のために、PFI方式などによる対応についても検討していく必要がある。